

---

## 資本構成是正のための企業 課税の考え方について

---

証券取引審議会・昭41.5.19

証券取引審議会（会長＝堀越楨三氏）では昨年12月2日開催の総会において、企業の資本構成是正の問題をはじめ流通市場全般にわたる諸問題について審議検討を行なうため、第二小委員会（委員長＝円城寺次郎氏）を設置した。第二小委員会ではその後社債市場のあり方についての検討を行ない、本年4月11日の総会で意見報告書がだされたのであるが、引きつづき、企業の資本構成是正問題の本格的検討に入り、企業の自己資本比率が最早や放置できない現状に鑑み、資本構成是正のための対策として税制等をどうすればよいかについて、去る5月19日の小委員会で、次のような企業課税についての問題点が提起された。

これによれば、(1)株式資本の充実策として支払配当損金算入方式をどう考えるか、また利子と配当との課税上のアンバランスをどう解決するか、(2)内部留保充実策として法人税率の一本化、特別償却制度についてどう考えるか、等の問題が挙げられている。

---

### 資本構成是正のための企業課税の考え方について

昭和41年5月19日

証券取引審議会第二小委員会

企業の資本構成是正は、現在もっとも重要な政策課題の一となつてき

ているが、是正のための対策として租税政策にどのような役割を期待すべきであろうか。

41年度税制改正においては「資本構成を改善した場合の法人税の特別控除制度」の創設を初め、是正対策に積極的に取り組む政策態度が、示されたが、今後ともさらに資本構成の是正を推進するためには、企業課税のあり方について一そうの検討が必要と考えられる。

証券取引審議会は、これまで累年資本市場の拡充と企業の資本構成是正に関する税制上の配慮を要望し続け、配当課税方式の改正を初め、企業課税に関する具体的な措置について提言を行なってきたものであるが、企業の資本構成の悪化状況がもはや放置できない段階に至ったと考えられ従来に例を見ないほど資本構成是正問題が各方面で真剣に論議されている現在、あらためて企業課税のあり方についてその根本に立戻った検討が要請される。

租税政策は、財政々策の一環として所得再分配機能に加え、経済成長の促進および景気調整目的のためにも有効な手段であり、さらに企業の自己資本充実についてもその貢献が期待されている。しかし、これらの要請をできるだけ満足しようとする場合、国民経済全体として、また租税体系に占める企業課税のあり方として、他の部門に比較し、負担面その他で著るしいアンバランスがもたらされるようなことがあっては、結局経済全体の発展を阻害する結果にもなりかねないので、あくまで所得課税等とバランスをとり全体として適正な企業課税の位置付けに留意する必要がある。

以上のような問題を十分考慮しつつ、次に掲げる方向についてどう考えるか。

#### (一) 株式資本充実策

##### (1) 支払配当損金算入措置の採用

企業税制において、利子と配当が差別的に取扱われていることが、借入金による資金調達を増資の場合に比して有利にし、これが資本構成悪化の大きな原因となっているので、企業の支払配当のうち利子相当割合を限度として課税上損金算入を認めるべきだとする意見があるが、これについてどのように考えるか。

(2) 支払配当損金算入措置の採用を適当と考える場合において、その全面的実現に時間を要するときには、それまでの漸進措置として、以下の施策を検討してはどうかとの意見があるが、これについてどう考えるか。

(イ) 社債に類似した性格を持つ一定の要件（たとえば無議決権、非参加的かつ累積的であること）を備えた優先株式の配当について利子相当割合を限度として課税上損金算入を認めることにより、優先株式による資金調達を促進すること。

(ロ) 現行の法人税率は、株式資本充実のための暫定的措置として、配当分に対して、軽課税率を設けているがこれをさらに段階的に引下げること。

(3) 配当所得の課税方式について

資本構成悪化の原因としての利子と配当の課税上の取扱いの差は、支払段階にとどまらず受取段階についても認められるので、配当所得の課税方式を少なくとも利子所得とバランスをとるような方向で検討すべきであるとする意見があるがこれについてどう考えるか。

(イ) 利子所得については現在昭和42年3月31日までの特別措置で分離課税が行なわれているが、税制の本来のあり方からすれば総合課税に戻るべきであり、利子所得が総合課税に戻ることを前提として、配当所得も総合課税を行なうこと。

(ロ) 利子所得についての分離課税措置が42年度以降も延長される場合には、配当所得についても分離課税措置を採用するか少なくとも現行の配当源泉選択制度（昭和42年3月31日までの特別措置）を存続させること。

(4) なお利子分離課税については、税負担の軽減もさることながら、元本秘匿が可能であるという点が利子所得者にとって実質上大きなメリットとなっているので、支払調書等の提出義務の免除規定について検討すべきだとの意見があるがこの点についてどう考えるか。

## (二) 内部留保充実策

わが国企業の自己資本の内容を検討すると、特に内部留保の薄弱さが顕著であるが、国際競争力強化の見地からもこの際内部留保の充実が特に要請されるので、租税対策としても株式資本より内部留保充実を優先すべきだとして次のような措置を検討すべきだとの意見があるがこれについてどのように考えるか。

(1) 現行の配当軽減税率を廃止して法人税率を一本化することにより留保を相対的に優遇し、その上で法人税率を可能な限り引下げること。

この場合、配当所得課税については、二重課税を完全に排除する見地から、法人段階源泉課税法（いわゆるグロス・アップ方式）の採用を考慮すること。

(2) 内部留保充実を特に促進するため、現行の配当軽減税率に代えて留保軽減税率を採用すること。

(3) わが国の耐用年数は諸外国と比較してむしろ短かいと見られているが、内部留保充実促進の政策的見地から、耐用年数をさらに一般的に短縮すること。その他特別償却制度の拡充をはかること。

## (三) その他

(1) 41年度税制改正で創設された「資本構成を改善した場合の法人税額の特例控除制度」は、企業の資本構成是正意欲に対する誘因としてきわめて効果的な措置と考えられるがこれをさらに拡大すること、あるいは企業の自己資本比率の平均が一定水準に達するまでの期間本措置を存続させるべきだとの意見があるがこれについてどう考えるか。

なお、前記(一)(2)(イ)の優先株式配当損金算入措置は、当面、上記の特例措置を実効あらしめるため、企業が自己資本比率を向上しうる手段を具体的に提供するという意味でも検討されるべきであるという意見があるがどうか。

(2) その他資本構成是正のため税制に関連する措置としてどのような問題が考えられるか。

たとえば、自己資本比率が一定水準未達の企業に対して、当該水準に達するまでは現金配当を禁止し、株式配当を強制することにより、配当資金の流出を避ける一方株式資本を増加させ、もって企業の自己資本比率向上を誘導しようとする構想がある。この構想は、株式配当が現行の配当軽減措置の対象となることを一つのポイントとしているものでもあるが。このような提案についてはどのように考えるか。

